

# 規則

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年二月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 埼玉県規則第二号

埼玉県県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

別表九九の項中「一〇」を「二五」に改め、同表中一七九の項を削り、一七八の項を一七九の項とし、一三三の項から一七七の項までを一項ずつ繰り下げ、同表一

三二の項中	
中層耐火	四七・五五
高層耐火	三七・一三から 五三・五九まで
一四四	一二〇

を

高層耐火	三七・一三から 五三・五九まで
一	

「四四」に改め、同項を同表一三三の項とし、同表中一三一の項を一三二の項とし、

一二五の項から一三〇の項までを一項ずつ繰り下げ、同表一二四の項中

九	六
五二・四九から 五三・三二まで	一〇

を

一二	一一
----	----

に改め、同項を同表一二五の項とし、

同表一二三の項中

一二	一一
----	----

に改め、同項を同表一二四の項とし、同表中一二二の項を一二三の項とし、一〇二の項から一二一の項までを一項ずつ繰り下げ、同表一〇一の項中「一二二」を「八二」に改め、同項を同表一〇二の項とし、同表中一〇〇の項を一〇一の項とし、九九の項の次に次のように加える。

一〇〇	URコンフォール東鳩ヶ谷住宅	川口市桜町四丁目	高層耐火	四九・九七から 五〇・三三まで	四
-----	----------------	----------	------	--------------------	---

別表二二一の項中「三八・六四」を「四〇・七七」に、「三二八」を「二三八」

に改め、同表二六四の項中

五〇・四三	五	五〇・四三から 五六・九八まで	九
-------	---	--------------------	---

に改め、同表二六七の項中「三〇」を「二五」に改め、同表二六八の項中「一〇」を「七」に改め、同表中二七三の項を削り、二七四の項を二七三の項とし、二七五の項から二九〇の項までを一項ずつ繰り上げ、同表二九一の項中「二五」を「二四」に改め、同項を同表二九〇の項とし、同表中二九二の項を二九一の項とし、二九三

の項から三二七の項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。